

制定当時に込められた思い ~今に読み解く~

1

豊かな自然を後世に引き継いでいけるように、自然環境づくりに取り組み、花や緑を大切に、市民がお互いに心とむような憩いの場所のある、うるおいと豊かさを実感できるまちをつくりましょう。



2

地域の中でともに支えあい、助け合うなど思いやりの輪を広げ、笑顔あふれる地域づくりを行うことで、互いに信頼関係を築いて、心かよいあうつながりや絆を深めましょう。



3

一人ひとりが先人から受け継いだ歴史と伝統を大切に、教養を高め、個性を伸ばし、生涯にわたって向上心を持ち続けることで、心豊かな人間となりましょう。



4

一人ひとりが社会福祉の精神や人への思いやりの心を育てることをすすめ、未来を担う子どもたちには学校や家庭、地域が連携して、豊かな心と力を育むための教育環境の充実を図るとともに、高齢者、障がいのある人にもやさしさや思いやりの心を持ち、互いに助け合いながら、支え合える人間となりましょう。



5

市民は市政に対して無関心であってはいけない、行政に対して深い関心を持ち、常に行政と市民とが協働による地域づくりを目指すことによって、活力のある、明るいまちをつくりましょう。



何ができる？

今日からできる行動例 (チェックしてみましょう)

- 道路などに、ゴミやタバコの吸い殻などポイ捨てをしない。
- 3R(リデュース・廃棄物の発生抑制、リユース・再利用、リサイクル・再資源化)を心掛ける。
- 日ごろから災害時の備えをし、いざというときはお互いに協力し助け合う。
- 歩きながらの携帯電話・スマートフォン操作や通話などをしない。
- 家の周りの掃除を心掛ける。
- 子育て世代や高齢者、障がいのある人などが困っていたら、みんなで助け合い支える。
- 公共交通機関を利用したり、無理のない程度に階段を使用する。
- ゴミの分別・出し方などルールを守る。
- 市内各所の史跡などを探索して、守口の歴史や文化への理解を深める。
- 冷暖房を過度にならないよう適切に調整・節電を心掛ける。
- 近所の人にあいさつをしたり、町会に参加するなど地域の人たちとの交流を大切にする。

行動例は一例です。皆さんも何ができるか考え、行動を起こしてみましょう。

守口市民憲章

わたしたちは、自由と平和を愛し、人間尊重と自主自立の精神に立ち、互いに協力してよりよい生活を営むためにこの憲章を制定します。

- (1)わたしたちは、公害を出さないように心がけ、緑と広場のある生活環境をつくりましょう。
- (2)わたしたちは、お互いに仲良くし、あたたかい人間関係によって連帯感を育てましょう。
- (3)わたしたちは、自然と文化財を守り、教養を高め、常識豊かな社会人となりましょう。
- (4)わたしたちは、社会福祉を進め、特に青少年に夢を、老人、身障者らには行きとどいた愛の手を伸ばしましょう。
- (5)わたしたちは、市政に対して批判と協力を惜しまず、明るい守口市をつくりましょう。

昭和48年5月3日制定

※市民生活の具体的な目標をそれぞれ独立した5項目にまとめ、結び語については「…しましょう」という連帯感を持たせたものにし、みんなで実践していこうとする形を採用しています。これらは簡明に例示されていますが、より広義に理解されることを前提として制定されています。

会員募集中

市民憲章の趣旨および同協議会の活動に賛同していただける会員を随時募集しています。入会された人には「守口百景古今東西DVD」を謹呈します。

年会費

- ▽個人 1,000円
- ▽団体 5,000円



収録内容は、守口市の歴史や街並みの変遷など、郷土愛を育む一助として市民憲章の普及につながるものです。

場・問 市民憲章普及推進協議会事務局 (広報広聴課内)
Tel 06-6992-1353

「守口百景」版画集・絵はがき 頒布中

古き良き守口の身近な風景・景観を、版画集(ばれんの会協力)と絵はがき(守口市総合美術協会協力)でたどったものを、同協議会が発行しました。

- ▽版画集 1冊(100ページ) 1,000円
- ▽絵はがき 1セット(10枚入) 400円

